

農地法第3条許可事務の適正化・透明化対策について

1 農地法第3条許可事務処理の事前周知（適正化通知に明記）

①許可のポイント及び申請から許可までの流れを解りやすく解説した「農地の売買、贈与、賃借等の許可（農地法第3条）について」、②申請書の具体的記入方法を申請者の目線で解説した「申請書記入マニュアル」、③申請に当たっての必要書類を網羅的に整理した「必要書類一覧」等をホームページ等に掲示し、広く周知を図ることにより、全ての農業委員会における事務処理の均質化及び農地法第3条許可事務の透明化を図る。

2 申請者側に立った相談事務（指導）

相談事務に当たっては、上記マニュアル等の説明及び申請者毎の必要書類を記した「必要書類チェックリスト」による申請時の必要書類の明確化を図る。

3 申請書受理後の事務の透明化（指導）

申請書受理時には、「申請書受付のお知らせ」により許可指令書交付までの流れを説明し、事務処理に対する不信感を払拭する。

4 農地法第3条許可基準事例集の作成（指導）

「農地法第3条許可基準事例集」については、各農業委員会における相談及び不許可内容を基に、全国農業会議所に作成を依頼し、作成次第、順次ホームページ等への掲示を行うことにより、広く農地法第3条許可基準への理解を深める。

5 標準処理期間の目標日数の公表（適正化通知に明記）

「行手法施行に伴う標準処理期間の目安（H6.9.16）」において、4週間とされていることを踏まえ、農地法第3条許可事務に係る標準処理期間の全国目標を30日以内と定め、各農業委員会はこの範囲内で個々の標準処理期間を定め、公表する。

6 下限面積（別段面積）及び設定理由並びに毎年の見直し・公表（適正化通知に明記）

現行の下限面積基準が閉鎖的との誤解を払拭するため、現行の下限面積（別段面積）及び設定理由について、ホームページ等に掲示する。

また、2010農林業センサスの調査結果に基づく地域別の農家経営規模別分布状況及び毎年行う利用状況調査結果の公表するとともに、毎年、当該資料等に基づく別段面積の設定・修正の必要性の有無の組織決定を行い当該検討結果をホームページ等で公表する。

7 相続等の届出に関する継続的周知（死亡時の「死亡届関係書類一式」への包含）（指導）

相続等の届出については、継続的な周知が肝要であることから、窓口へのパンフレット備付け、ホームページ等への掲示・周知の他、確実な周知方法として、相続等の届出様式を死亡時における「死亡届関係書類一式」の中に含めることとする。

8 今後のスケジュール

（1）適正化通知内容の周知

- ① 1月14日（金）：農政局等説明会（テレビ会議）
- ② 1月19日（水）：全国農業会議所主催の研修会
- ③ 1月20日以降：ブロック別説明会実施予定

（2）適正化通知内容の履行指導

施行状況調査（3月末、6月末等）により履行状況を調査し、必要な指導を行う。